

は其の主なるものゝと云ふことが出来る。以上は本會設立以前に於ける工學に關する専門學會の趨勢の概要であるが、文化の進展に伴つて各専門分業即ち所謂スペシヤリゼーションの必要を感ずるは一般の法則であつて、我土木學會も亦此法則に依り其設立を提唱せられたのであつた。

(二) 本會の創立

1、本會の創立準備

前項にも既に述べた様に本會設立の機運が熟したので大正三年三月三十日土木學會創立の件に關し協議を遂ぐるの目的を以て古市公威氏より書面を石黒五十二氏他二十八名に發送し、同年四月六日當時東京市京橋區山城町の工學會へ參集を乞ひ第一回の協議會を開催したのである、出席者は次の十七名であつた。

石黒五十二氏	丹羽鋤彦氏	岡田竹五郎氏
小田川全之氏	大屋權平氏	沖野忠雄氏
吉村長策氏	中山秀二郎氏	武笠清太郎氏
日下部辨二郎氏	増田禮作氏	古川阪次郎氏

近藤虎五郎氏
近藤仙太郎氏
小柴保人氏
古市公威氏
廣井勇氏

當日は古市公威氏より土木學會設立の趣旨を説述され一同直ちに之を賛成の上設立有志者たることを快諾されたので、仍て先づ大體方針を議し續て土木學會設立趣意書及び學會定款並に同規則の草案を起草するために岡田竹五郎氏、吉村長策氏、日下部辨二郎氏、古市公威氏、近藤虎五郎氏、近藤仙太郎氏、廣井勇氏を特別委員に擧げた。

特別委員は日を更めて四月十二日同二十日及二十六日の四回會合を催し、慎重に攻究討議を重ね別項の如き各草案を作成し、之を五月五日の設立有志者會合に提出したのである。前記の會合に出席されたのは次の諸氏であつた。

石橋 絢 彦氏	石黒五十二氏	石丸 重美氏
丹羽 鋤 彦氏	岡田竹五郎氏	岡崎 芳樹氏
沖野 忠雄氏	吉村長策氏	中原貞三郎氏
中山秀三郎氏	中島 銳治氏	武笠清太郎氏
日下部辨二郎氏	増田禮作氏	古川阪次郎氏

近藤虎五郎氏

近藤仙太郎氏

小柴保人氏

古市公威氏

廣井勇氏

此日先づ定款を議題に供し各條項に就き審議を盡し草案に多數の修正を施し深更に及んで漸く其全部を議了したのである。五月十七日再度設立有志者會合を開き出席者は前回の各氏の他に山口準之助氏の來會があつた。當日の議題は規則及趣意書其他の案件を討議の上議了したので尙ほ左記の人々に對し此際發起人たることを勧誘することに決定したのである。

一、東京京都兩大學土木工學科明治四十年以前の卒業生

一、元札幌農學校土木工學科卒業生

一、熊本高等工業學校土木工學科卒業生

一、以上の外土木學界に顯著なる人

以上で發起人總會に提出すべき案件全く調つたので五月二十九日より同三十一日に互り前記の決議に基いて土木工學專門家六百餘名に宛て別項の如き創立趣意書並に定款及規則案を添へ發送したのである。

拜啓益々御清榮奉大賀候陳者今般同志相謀り別紙趣意ノ如ク新ニ土木學會ヲ設立致度候ニ付キ其發起人タルコトヲ

御承諾相成候様致度存候尤モ現ニ工學會ノ存在候今日更ニ土木學會ヲ設クルハ如何トノ御説モ可有之ト存候得共御承知ノ如ク同會ハ其目的トスルトコロ工學全般ヲ網羅スルモノニ候ヘハ一學科專攻ノ機關トシテハ不適當ナルモノニ有之且ツ工學會ニ於テモ目下其組織ヲ變更シテ通俗ノモノヲラシメントスルノ議アリ旁々以テ土木學會ノ新設ハ刻下適切ノ時期ニシテ寧ロ其設立ノ晚カリシヲ感スル次第ニ有之候間此際奮テ御賛同被下度此段貴意ヲ得候
追テ本會創立總會ニ於テ決定スヘキ本會定款及規則ハ先般來討議ヲ重ネ別紙記載ノ通り立案候ニ付右ニ對シ御意見有之候ハ、總會前ニ於テ取纏メ度候間本月二十日迄ニ御申越被下度候

大正三年六月一日

有志者總代

石黒五十二 沖野 忠雄 大屋 權平

野村龍太郎 古市 公威 平井晴二郎

仙 石 貢

土木學會設立趣意書

泰西諸國ノ工學界ヲ觀ルニ各専門家ハ競フテ斯學ノ研鑽ニ從事シ致メトシテ倦マズ各自研究實驗ノ成績ヲ發表討議スルノ機關トシテハ則ハチ學會ヲ興シ刊行物ヲ頒布シ恒ニ斯學ノ進歩發展ヲ怠ラサルヲ期ス斯學現時ノ隆盛ヲ致セル蓋シ偶然ニアラサルナリ而シテ我國ニ於テモ現ニ機械、電氣、建築等ノ如キ既ニ各専門ノ學會ヲ設立シ研鑽ヲ怠ラサルハ我工業界ノ爲メ賀ス可キナリ然ルニ吾人專攻ノ土木學科ニ至リテハ學界其人ニ乏シカラス事業亦尠少ナラ

サルニ拘ハラス今日ニ至ルマテ未タ土木學會ノ設立ヲ見ルヲ得サリシハ誠ニ遺憾ノ極ニシテ亦工學界ノ一大缺點ナ
ラストセス仍テ吾人茲ニ土木學會ヲ設立シ會誌ヲ刊行シ研究討議ノ途ヲ開ラキ汎ク意見ヲ交換シ以テ土木工學ノ進
歩及土木事業ノ發達ニ資セン事ヲ期ス

土木學會定款案

總 則

第一條 本會ハ土木工學ノ進歩及ヒ土木事業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ土木學會ト稱シ事務所ヲ東京市京橋區山城町十五番地ニ置ク

事務所ノ位置ノ變更ハ東京市内ニ於テスル場合ニ限り役員會之ヲ爲スコトヲ得

第三條 本會ハ地方ニ支會ヲ設クルコトヲ得

會 員

第四條 左ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ土木學會規則ノ定ムル所ニ依リ會員タルコトヲ得

一 工學専門ノ高等教育ヲ受ケ其程度ニ依リ五箇年乃至十箇年以上其業務ニ從事シタル者

二 土木工事設計ノ技能ヲ有シ五箇年以上重要ナル工事ヲ擔任シタル者

第五條 本會ニ賛助員准員及ヒ學生員ヲ置クコトヲ得其資格及ヒ權利義務ハ土木學會規則ニ於テ之ヲ定ム

第六條 會員ニシテ本定款若ハ土木學會規則ニ違背シ又ハ本會ノ名譽ヲ汚スノ行爲アリト認メラレタル者アルトキハ本會ハ役員

會ノ議決ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得

會 費

第七條 會員ハ土木學會規則ノ定ムル所ニ依リ會費ヲ負擔ス

役員

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一名

二 副會長 二名

三 常議員

常議員ノ數ハ土木學會規則ニ於テ之ヲ定ム

第九條 本會ノ理事ハ三名トシ會長及ヒ副會長ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 役員ハ總會ニ於テ東京市及ヒ其附近在住會員中ヨリ帝國在住會員ノ投票ニ依リ之ヲ選舉ス

同數ノ投票ヲ得タル者二人以上アリテ定員ヲ超過スルトキハ年長者ヲ當選トス

第十一條 會長ノ任期ハ一箇年トシ重任スルコトヲ得ス

副會長及ヒ常議員ノ任期ハ二箇年トシ毎年其半數ヲ改選ス重任スルコトヲ得ス

第十二條 役員ニ臨時缺員ヲ生シタルトキハ役員會ニ於テ之ヲ補選スルコトヲ得

補選セラレタル役員ハ前任者ノ殘期間在職スルモノトス

第十三條 役員會ハ會長副會長常議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十四條 本定款及ヒ法律ニ於テ特ニ總會ノ權限ニ屬セシメサル會務ハ總テ役員會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ處理ス

會計

第十五條 本會ノ經費ハ會費寄附金其他ノ收入ヲ以テ支辨ス

會合

第十六條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ事業及ヒ決算ノ報告ヲ爲スヘシ

第十七條 本會ハ土木學會規則ニ依リ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十八條 總會ハ役員會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ召集ス

第十九條 總會ニ於テ出席員四分ノ三以上ノ同意アルトキハ第二十二條ノ場合ヲ除クノ外豫メ通知セサリシ事項ニ就キ決議ヲ爲スコトヲ得

第二十條 會員ハ自ラ會場ニ出席スルニ非サレハ會議ニ與カリ又ハ表決ヲ爲スコトヲ得ス 但シ第十條ノ役員選舉ニ關シテハ投票ヲ送付スルコトヲ得

雜 則

第二十一條 本定款ノ施行ニ必要ナル事項ハ土木學會規則ヲ以テ之ヲ規定ス

土木學會規則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條 總會ニ於テ全會員五分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルトキハ本定款ヲ改正スルコトヲ得

改正案ハ總會召集ノ日ヨリ少クモ十五日以前ニ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス

附 則

第一回ニ選舉セラレタル會長並ニ抽籤ヲ以テ定メタル副會長及常議員ノ各半數ノ任期ハ大正五年一月ノ總會マテトシ副會長及常議員ノ殘半數ノ任期ハ大正六年一月ノ總會マテトス

土木學會規則案

第一條 會員タラント欲スル者ハ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書ヲ會長ニ差出スヘシ

前項ノ希望者アリタルトキハ會長ハ之ヲ役員會ノ議ニ附シ入會ノ可否ヲ定ム

第二條 入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金拾圓ヲ納付スヘシ

前項ノ入會金ヲ受領シタルトキハ入會者ノ姓名ヲ會員名簿ニ登錄ス

第三條 退會セント欲スル者ハ其旨ヲ會長ニ申出ヘシ

第四條 本會ノ趣旨ヲ賛成シテ一時ニ金貳百圓以上又ハ之ニ相當スル物件ヲ寄附スル者ヲ賛助員トス

第五條 賛助員タラント欲スル者ハ會員一名以上ノ紹介ヲ以テ金額又ハ物件寄附ノ申込書ヲ會長ニ差出スヘシ

寄附ノ金員又ハ物件ヲ受領シタルトキハ寄附者ノ姓名ヲ賛助員名簿ニ登錄ス

第六條 左ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ准員タルコトヲ得

一 工學専門ノ高等教育ヲ受ケタル者

二 工學ノ知識ヲ有シ三箇年以上土木工事ニ從事シタル者

第七條 准員タラント欲スル者ハ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望書ヲ會長ニ差出スヘシ

入會ノ承認ヲ得タル者ハ入會金五圓ヲ納付スヘシ

前項ノ入會金ヲ受領シタルトキハ入會者ノ姓名ヲ准員名簿ニ登錄ス

第八條 工學ニ志アル者ハ年齢滿三十歳ニ達スルマテ學生員タルコトヲ得

第九條 學生員タラント欲スル者ハ會員若ハ准員一名以上ノ紹介ヲ以テ入會希望者ヲ會長ニ差出スヘシ

入會ヲ承認シタルトキハ其姓名ヲ學生員名簿ニ登錄ス

第十條 賛助員准員及ヒ學生員ハ會務ノ議定ヲ除クノ外會員ノ權利ヲ享有ス

第十一條 會員ノ會費ハ年額金拾貳圓トシ毎年二月、六月、十月、ノ三度ニ分納スヘシ

新ニ入會シタル者ハ月割ヲ以テ會費ヲ納付スヘシ

一時ニ金百圓ヲ納付シタル者ハ以後會費ノ負擔ヲ要セス

第十二條 會員六箇月以上會費ノ納付ヲ怠リタルトキハ會長ハ役員會ノ議ヲ經テ會員タル特權ノ行使ヲ停止スルコトヲ得

意納二箇年ニ及フ者ハ定款第六條ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第十三條 退會其他ノ事由ニ依リテ會員ノ資格ヲ失フタル者ハ既ニ納付シタル會費ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ス又本會ニ對シテ負フタル債務ハ之ヲ辨償スヘシ

第十四條 准員ノ會費ハ年額金六圓トシ毎年二月、六月、十月、ノ三度ニ分納スヘシ

一時ニ金五拾圓ヲ納付シタル者ハ以後會費ノ負擔ヲ要セス

第十五條 前條第二項ノ准員カ會員ニ轉シタルトキハ其會費ハ年額金六圓トシ轉シタル時ヨリ月割ヲ以テ之ヲ納入スヘシ

前項ノ會員カ更ニ一時金五拾圓ヲ納付シタル時ハ以後會費ノ負擔ヲ要セス

第十六條 學生員ノ會費ハ年額金參圓トシ毎年二月、六月、十月、ノ三度ニ分納スヘシ 但月割ヲ以テ毎月納付スルヲ妨ケス

第十七條 會長ハ本會ノ事務ヲ總理シ總會及ヒ役員會ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第十八條 定款第八條ノ常議員ノ定員ハ八名トス

第十九條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

一 主 事 二 名

二 編輯 委員 五 名

第二十條 主事ハ庶務、會計及ヒ會誌刊行ノ事務ヲ掌ル

第二十一條 編輯委員ハ會誌原稿撰定ノ事ヲ掌ル

第二十二條 役員及ヒ職員ハ總テ名譽職トス

第二十三條 職員ハ役員會ニ於テ會員中ヨリ推選セラレタル者ニシテ其任期ハ一箇年トス 但シ再選セラレルコトヲ得

第二十四條 會長ハ有給事務員若干名ヲ任用スルコトヲ得

第二十五條 會長ハ毎年十一月ニ於テ翌年一月ヨリ十二月ニ至ル一箇年收支豫算ヲ調製シ役員會ノ承認ヲ經ヘシ

第二十六條 會長ハ毎年一月ニ於テ前年中ノ收支決算財産債權及ヒ債務ノ狀況ヲ調査シ役員會ノ承認ヲ經テ同月ノ總會ニ報告スヘシ

第二十七條 豫算費目内ノ支出ハ會長之ヲ專行スルコトヲ得

豫算費目ノ流用ハ役員會ノ議決ヲ經ルヲ要ス

第二十八條 會長ハ常用雜費ノ支拂ノ爲メ役員會ノ定ムル所ニ依リ主任者ニ現金前渡ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 總會ハ毎年一月之ヲ開ク

總會ニ於テハ會長講演ヲ爲ス

第三十條 臨時總會ハ役員會カ必要ト認ムルトキ又ハ全會員十分ノ一以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク

第三十一條 役員會ハ役員半數以上出席スルニ非サレハ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第三十二條 總會及ヒ役員會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十三條 本會ハ毎年三回以上講演會ヲ開キ毎年六回以上會誌ヲ發行ス

第三十四條 本會ハ土木工學又ハ土木事業ニ就テ特ニ功勞アル者ニ對シ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ旌表スルコトアルヘシ

第三十五條 定款第六條並本則第一條第二項及ヒ第三條ノ規定ハ贊助員、准員及ヒ學生員ニ本則第十一條第二項第十二條及第十三條

ノ規程ハ准員及ヒ學生員ニ之ヲ準用ス

第三十六條 支會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十七條 總會ニ於テ全會員十分ノ一以上出席シ其四分ノ三以上ノ同意アルトキハ本規則ヲ改正スルコトヲ得 但シ改正案ハ總會
招集ノ日ヨリ少クモ十五日以前ニ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス

附 則

第一回ノ職員ノ任期ハ大正五年一月マテトス

此勸誘に對して發起人たることを承認せる者三百八十餘名であつた。仍て創立總會開催に關する諸般の要件を協議するため大正三年六月二十一日設立有志者の會合を開き左の出席者を得た。

石橋 絢 彦氏 石黒 五十二氏 丹羽 鋤 彦氏

岡崎 芳 樹氏 岡田 竹五郎氏 小田川 全之氏

沖野 忠 雄氏 吉村 長 策氏 中山 秀三郎氏

日下部 辨二郎氏 増田 禮 作氏 古市 公 威氏

古川 阪次郎氏 廣 井 勇氏

當日協議せる事項は次の通りであつた。

- 一、本會設立の認可を得るに必要なる手段を採ること
- 一、右の都合により創立總會の期日を定むること
- 一、創立總會の場所及形式等は委員に一任すること

一、發起人の寄附金は隨意とすること

大正三年八月十日愈々各發起人に對し有志者總代石黒五十二氏外六名の名義を以て發起人總會開催の通知を發したのである。

2、本會の創立

(イ) 土木學會發起人總會

發起人總會は大正三年九月十五日午後五時半より京橋區築地精養軒に於て古市公威氏座長とし、座長より定款及規則案作成の次第を説明し、直ちに議事に付し何れも原案通り可決し、次で役員の選舉を行ひ投票總數百二十八にして開票の結果當選せられたる役員の氏名は次の通りである。

會長	古市 公威氏	副會長	沖野 忠雄氏	副會長	野村龍太郎氏
常議員	石黒五十二氏	同	中山秀三郎氏	同	日下部辨二郎氏
同	古川阪次郎氏	同	近藤虎五郎氏	同	白石 直治氏
同	廣井 勇氏	同	仙石 貢氏		

(ロ) 職員の推薦

九月二十二日の役員會に於て左記の諸氏が職員に推薦せられた。

主事 名井 九介氏 主事 生野 團六氏 編輯委員長 柴田 畦作氏
編輯委員 岡野 昇氏 同 吉村 惠吉氏 同 直木倫太郎氏
同 宮川 清氏

(一) 社團法人設立

創立總會後九月三十日理事三名(古市會長沖野野村兩副會長)連名を以て東京府知事を經由して文部大臣宛法人設立を願出たる所同十一月二十四日付を以て文部大臣より社團法人土木學會設立の件許可ありたるを以て同十二月九日東京區裁判所に於て法人設立登記を済ましたのである。

(三) 本會創立後の經過

大正三年九月本會創立以來二十五年を経たる今日に於て、本會發達の經過の大要を顧りみるに設立當初に於ける會員は漸く四百餘名に過ぎざりしものが今や九千名を算するのであるが、最近は一般土木技術者の入會は益々増加の傾向にあり或は機關誌の如きも當時は隔月發行のものが現在は毎月發刊とし、又其内容に至りても漸次改良を加へ來りしを以て當時のものとは隔段の相違あることを知るのである。爾來時世の進運に伴ひ我土木工學の發達は益々本會の發展を促すこと急なるものがあり、故